

令和3年度 京都府発達障害者支援体制整備検討委員会

令和4年3月15日(火)

令和4年度発達障害者支援体制整備 ～発達障害者地域支援マネジャーの機能と役割～

国立障害者リハビリテーションセンター
発達障害情報・支援センター
発達障害支援推進官 泉 浩平

地域生活支援事業における発達障害者支援関係予算について

令和3年度予算

地域生活支援事業費補助金 **51,320,801千円の内数** (**50,542,124千円の内数**)

- 巡回支援専門員整備(市町村任意事業)【拡充】
- 発達障害者支援センター運営事業(都道府県必須事業)
- 発達障害者支援地域協議会(都道府県必須事業)
- 家庭・教育・福祉連携推進事業(市町村任意事業)

予算の範囲内で国が50/100以内を補助できる予算

国が1/2を補助する予算

地域生活支援促進事業補助金 **6,221,771千円の内数** (**5,451,219千円の内数**)

- 発達障害者支援体制整備(都道府県任意事業) **270,714千円** (**218,454千円**) **拡充**
- 発達障害児者地域生活支援モデル事業(都道府県・市町村任意事業) **28,586千円** (**28,586千円**)
- かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業(都道府県任意事業) **19,408千円** (**21,564千円**)
- 発達障害児者及び家族等支援事業(都道府県・市町村任意事業)【拡充】 **163,281千円** (**163,281千円**)
- 発達障害診断待機解消事業(都道府県任意事業) **92,909千円** (**82,187千円**)
 - ・発達障害専門医療機関初診待機解消事業
 - ・発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

世界自閉症啓発デー普及啓発関係予算

※括弧書きの金額は前年度予算額

発達障害者支援に関する主な施策について

発達障害者支援法において、国や地方公共団体等が発達障害者への支援(早期発見、早期支援、保育、教育、就労支援、地域での生活支援、家族等への支援、人材の確保 等)を推進するよう規定されており、具体的には、主に以下の施策を講じている。

総合的な支援

- ・ 「発達障害者支援センター」における相談支援等
- ・ **R4拡充** 発達障害者支援体制整備事業 [都道府県・指定都市] (発達障害者地域支援マネジャーの配置 等)

早期の診断

- ・ 発達障害専門医療機関初診待機解消事業 [都道府県・指定都市]
- ・ 発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業 [都道府県・指定都市]

地域での継続的な医療の対応

- ・ かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 [都道府県・指定都市]

発達障害児への発達支援

- ・ 児童福祉法に基づく給付 (児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)
- ・ 巡回支援専門員整備事業 [市町村]

家族等への支援

- ・ 発達障害児者及び家族等支援事業 [都道府県・市町村]
(ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムの実施 等)

関係機関の連携

- ・ 家庭・教育・福祉連携推進事業 [市町村]
(地域連携推進マネジャーを配置し、教育・福祉・家庭の関係構築の場の設置や合同研修等を実施。)

人材育成

- ・ 国立障害者リハビリテーションセンターや国立精神・神経医療研究センターにおいて各種研修の実施

発達障害地域支援マネジャーの配置について

【根拠法令】 発達障害者支援法...平成17年施行

目的(第1条)

切れ目ない支援の重要性に鑑み、障害者基本法の理念にのっとり、国及び地方公共団体の債務を明らかにし、学校教育における支援、就労の支援、発達障害者支援センターの指定について定め、生活全般にわたる支援を図り、国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生社会の実現に資することを目的に規定

発達障害者支援センター等(第14条3項)

センター等の業務を行うに当たり、**可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられるよう配慮**

(2) 発達障害者支援地域協議会(第19条の2)

支援体制の課題共有・連携緊密化・体制整備協議のため都道府県・指定都市に設置

【関連通知】 地域生活支援促進事業実施要綱

都道府県地域生活支援促進事業

ウ 発達障害者支援体制整備事業

(2) 地域支援体制サポート

イ 事業内容 (ア) 発達障害地域支援マネジャーによる関係機関への連絡、調整、助言等

発達障害地域支援マネジャーの配置等

【概要】

自閉症等の発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う地域拠点として、発達障害児(者)やその家族等への**相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供等**や**関係機関との連携を行う機関**として整備されている発達障害者支援センター内に、発達障害に対する**地域相談・支援強化**のため発達障害者地域支援マネジャー(以下「地域支援マネジャー」という)の配置を行い、地域支援マネジャーとしてより活動しやすくするもの。

発達障害者支援センターの地域支援機能の強化(平成26年度～)

発達障害については、支援のためのノウハウが十分普及していないため、各地域における支援体制の確立が喫緊の課題となっている。このため、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等について、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図り、支援体制の整備を推進。

発達障害者支援センター

- 相談支援(来所、訪問、電話等による相談)
- 発達支援(個別支援計画の作成・実施等)
- 就労支援(発達障害児(者)への就労相談)
- その他研修、普及啓発、機関支援



【課題】

中核機関としてセンターに求められる市町村・事業所等のバックアップや困難事例への対応等が、センターへの直接の相談の増加等により十分に発揮されていない。

発達障害者支援体制整備(地域生活支援促進事業)

- 発達障害者支援地域協議会
- 市町村・関係機関及び関係施設への研修
- アセスメントツールの導入促進
- ペアレントメンター(コーディネータ)

地域支援機能の強化へ



地域を支援するマネジメントチーム

発達障害者地域支援マネジャーが中心

- ・原則として、センターの事業として実施
- ・地域の実情に応じ、その他機関等に委託可

市町村

体制整備支援

全年代を対象とした支援体制の構築

(求められる市町村の取組)

- ①アセスメントツールの導入
- ②個別支援ファイルの活用・普及



事業所等

困難ケース支援

困難事例の対応能力の向上

対応困難ケースを含めた支援を的確に実施



医療機関

医療機関との連携

身近な地域で発達障害に関する適切な医療の提供

(求められる医療機関の取組)

- ①専門的な診断評価
- ②行動障害等の入院治療



発達障害支援の地域連携に係る全国合同会議

http://www.rehab.go.jp/application/files/9816/1550/6842/1_.pdf

発達障害者支援体制整備 【拡充】

乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、関係機関等によるネットワークを構築するとともに、ペアレントメンター・ペアレントトレーニング・ソーシャルスキルトレーニングの導入による家族支援体制の整備や、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進するための研修会を実施する。

また、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応を行うための「発達障害者地域支援マネジャー」を配置し、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図る。

都道府県・指定都市

相談、コンサルテーションの実施

○発達障害者支援センター

- ・発達障害者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行う。(直接支援)
- ・関係機関との連携強化や各種研修の実施により、発達障害者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進(間接支援)

○発達障害者地域支援マネジャー

- ・市町村・事業所等支援、医療機関との連携及び困難ケースへの対応等により地域支援の機能強化を推進
- ※原則として、発達障害者支援センターに配置

発達障害者支援地域協議会

- 1)自治体内の支援ニーズや支援体制の現状等を把握。市町村又は障害福祉圏域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センターの活動状況について検証
- 2)センターの拡充やマネジャーの配置、その役割の見直し等を検討
- 3)家族支援やアセスメントツールの普及を計画
※年2～3回程度開催

連携

研修会等の実施

- 家族支援のための人材育成(家族の対応力向上)
 - ・ペアレントトレーニング
 - ・ペアレントプログラム(当事者による助言)
 - ・ペアレントメンター 等
- 当事者の適応力向上のための人材育成
 - ・ソーシャルスキルトレーニング 等
- アセスメントツールの導入促進
 - ・M-CHAT、PARS-TR 等

市町村

派遣・サポート

連携

展開・普及

- 1)住民にわかりやすい窓口の設置や連絡先の周知
- 2)関係部署との連携体制の構築(例:個別支援ファイルの活用・普及)



- 3)早期発見、早期支援等(ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム、ペアレントメンター、ソーシャルスキルトレーニング)の推進

- ・人材確保／人材養成
- ・専門的な機関との連携
- ・保健センター等でアセスメントツールを活用



市町村 体制整備支援

全年代を対象とした支援体制の構築

(求められる市町村の取組)

- ①アセスメントツールの導入
- ②個別支援ファイルの活用・普及



事業所等 困難ケース支援

困難事例の対応能力の向上

対応困難ケースを含めた支援を的確に実施



医療機関 医療機関との連携

身近な地域で発達障害に関する適切な医療の提供

(求められる医療機関の取組)

- ①専門的な診断評価
- ②行動障害等の入院治療



アウトリーチ

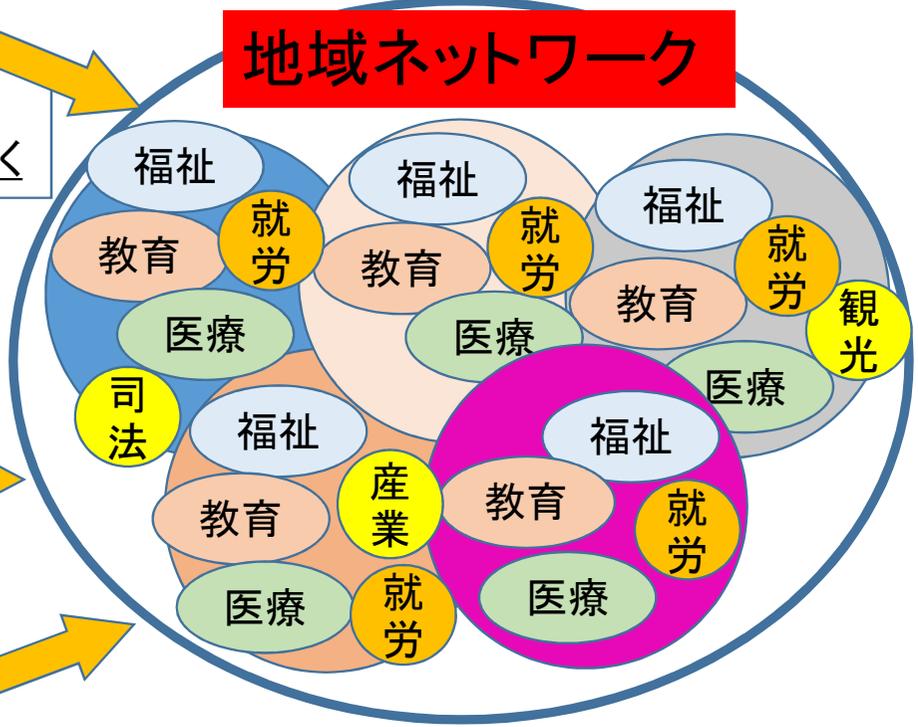
様々な支援ノウハウ
知識・スキルを伝えていく



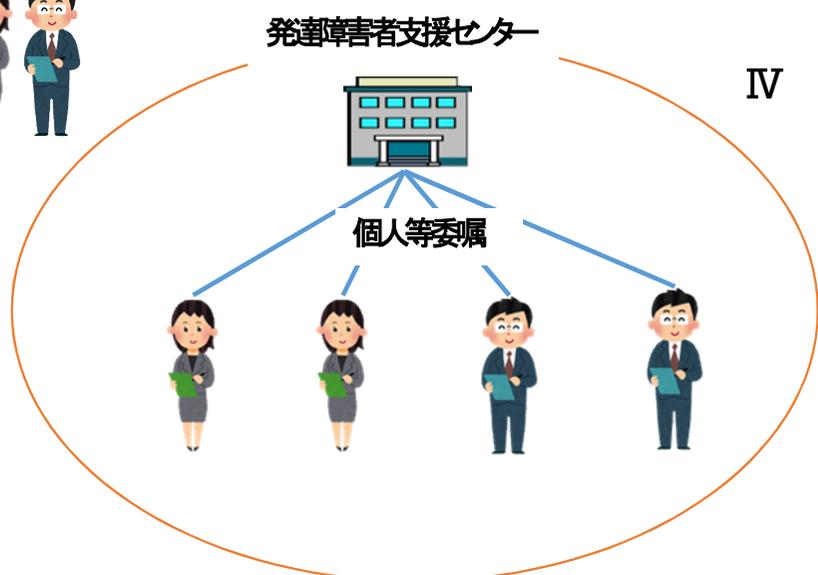
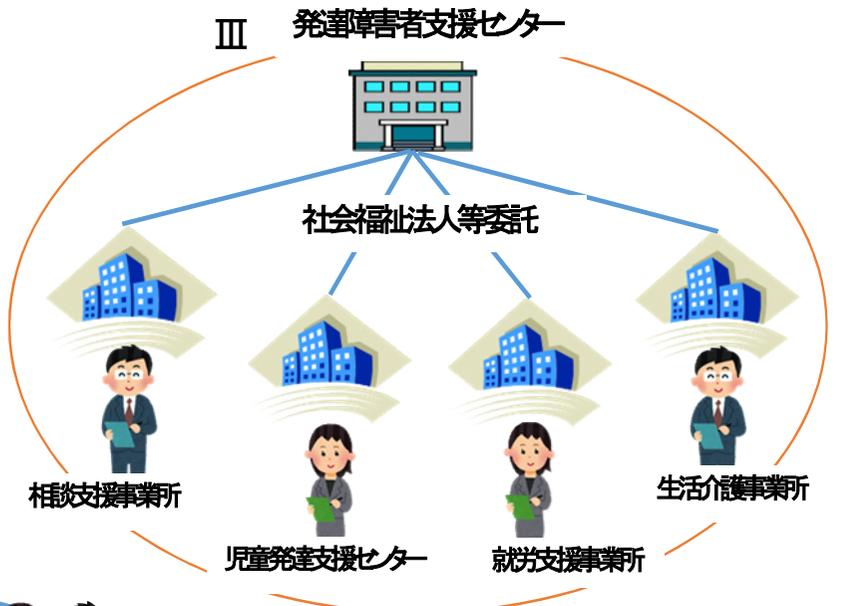
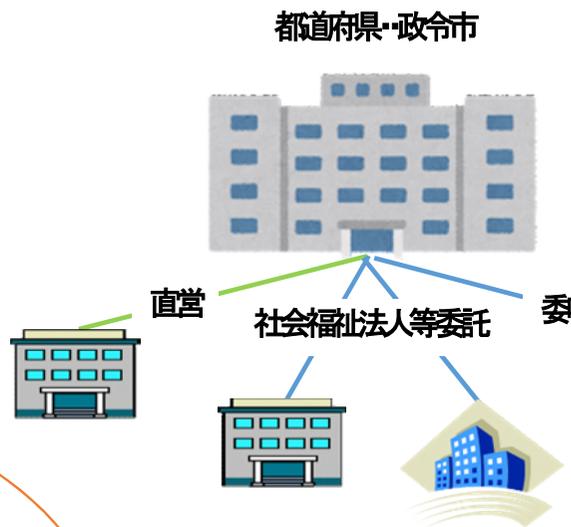
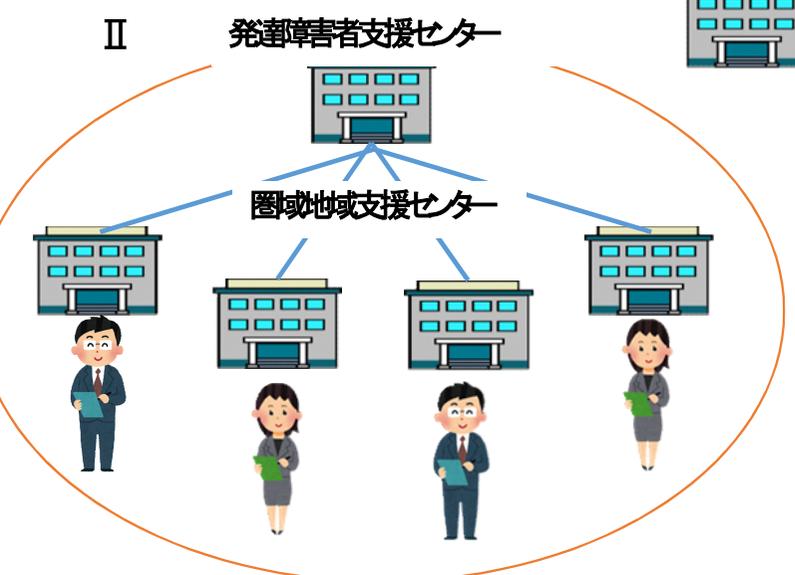
地域支援マネジャー

情報収集

地域ネットワーク



発達障害者地域支援マネジャーの委託状況



発達障害者地域支援マネジャーの配置状況

・令和3年4月1日現在

発達障害者地域支援マネジャーを			
設置している	52 箇所	(41都府県11政令都市)	
設置していない	15 箇所	(6道府県9政令都市)	
センター内配置	63 箇所	127	内外ともに配置のところもあるので
センター外配置	59 箇所	86	

マネジャーの構成職種内訳(センター内127人)

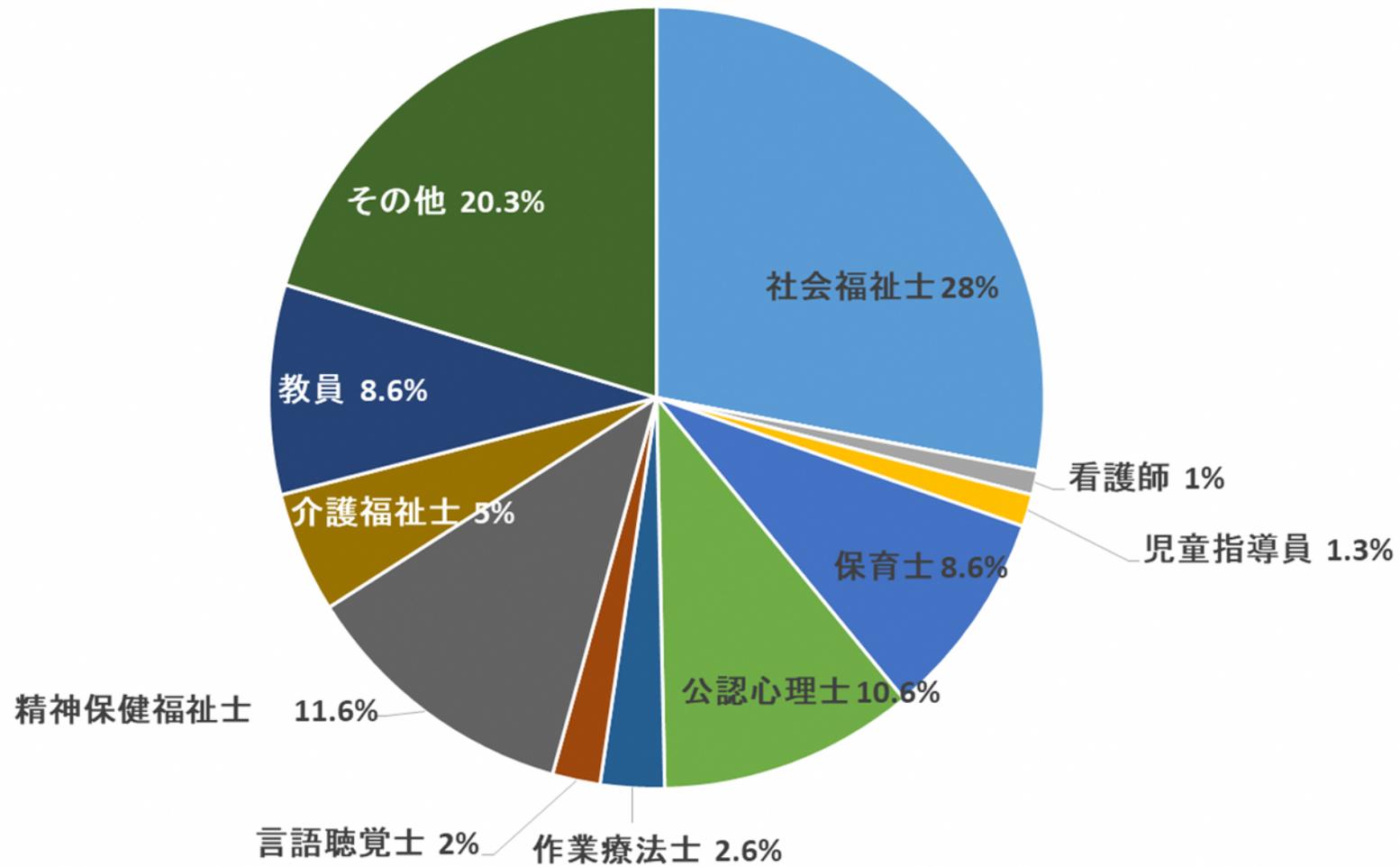
社会福祉士	医師	看護師	児童指導員	保育士	公認心理師	作業療法士	言語聴覚士	精神保健福祉士	介護福祉士	教員	その他
44	0	2	1	17	28	5	5	17	8	18	40

マネジャーの構成職種内訳(センター外86人)

社会福祉士	医師	看護師	児童指導員	保育士	公認心理師	作業療法士	言語聴覚士	精神保健福祉士	介護福祉士	教員	その他
40	0	1	3	9	4	3	1	18	7	8	21

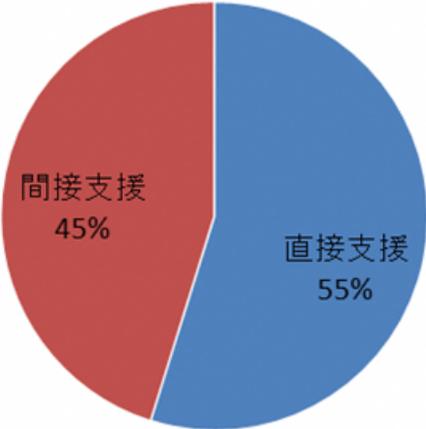
令和3年4月1日現在

発達障害者地域支援マネジャーの職種

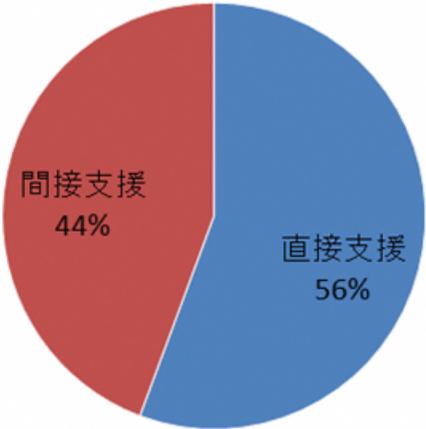


平成31年4月1日現在

発達障害者支援センター業務
＜全体比率＞



発達障害者支援センター業務
＜マネージャー設置自治体の比率＞



地域共生社会に向けた 社会福祉法改正による新たな事業の創設

断らない相談支援

包括的相談支援事業
(社会福祉法第106条の4第2項第1号)

参加支援

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
(社会福祉法第106条の4第2項第4号)
多機関協働事業
(社会福祉法第106条の4第2項第5号)

地域づくりに向けた支援

地域づくり事業
(社会福祉法第106条の4第2項第3号)

市町村全体がチームとして支援を進めるためには、市町村、地域住民や地域の関係機関等が議論を行い、考え方や進め方などを共有しながら取組を進めていくプロセスを丁寧に行う必要がある。このため、全ての市町村が実施する必須事業ではなく、実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**としている。

市町村の支援体制に今以上、さらに格差が広がっていくことが考えられる。

重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業は、市町村全体の支援機関・地域の関係者が**断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプト**としている。



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

地域共生社会のポータルサイト

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>

発達障害者支援センターと地域支援マネジャーのあり方、その役割に大きな影響があるのではないか？